

3総第 1 号

エコ防犯ソーラーライト整備工事

特記仕様書

平成 23 年 11 月

井手町総務課

特記仕様書

1. 適用範囲

- 1). 本仕様書は、平成23年度 エコ防犯ソーラーライト整備工事1件共通の特記仕様書である。なお、この仕様書で指示していないものについては、土木工事共通仕様書(案)(平成22年4月 京都府)(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。
- 2). 設計図書、仕様書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負者の負担により施工しなければならない。

2. 一般的事項

- 1). 工事の施工に当たっては、諸法令を遵守するとともに地元の関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負者が協議し、調整を図るものとする。
- 2). 本工事の工期は、作業期間内の雨天日(降水、降雪)、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日を見込んでいる。**(共通仕様書 1-1-11)**
- 3). 本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。**(共通仕様書 1-1-14)**
- 4). 請負者は、共通仕様書1-1-16(下請負総額3千万円以上の場合)の規定によるほか、これ以外の工事であっても、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従い、施工体制台帳(下請契約書等添付)及び施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。**(共通仕様書 1-1-16)**
- 5). 請負者は、工事の施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた研修・訓練等の具体的な計画を作成し施行計画書に記載して、監督職員に提出するものとする。
また、研修・訓練等の実施状況を記録し報告するものとする。
(共通仕様書 1-1-34)
- 6). 工事中の排水については、関係者と十分協議のうえ必要な措置を講じるものとする。
- 7). 工事による振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。
- 8). 工事の施工に先立ち施工計画書を、監督職員に提出すること。

(共通仕様書 1-1-6)

- 9). 請負者は、盛土後に有害な沈下が起こらないように入念に施工すること。施工箇所が沈下した場合は、請負者の責任においてすみやかに復旧すること。
- 10). 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度を使用し適正な処理を行うこと。
また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。
- 11). 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定められた様式(再生資源利用【促進】計画書・実施書)を工事着手前と工事完成後に提出するものとする。
なお、計画書は施工計画書提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。**(共通仕様書 1-1-24)**
- 12). 請負者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、運搬車両に廃棄物運搬車両であることを表示し、運搬内容が記載された書面を備え付けるものとする。表示内容等については、監督職員の指示に従うものとする。また、工事完成時に、運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出するものとする。
- 13). 請負者は、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、適宜登録機関に登録申請しなければならない。**(共通仕様書 1-1-7)**
- 14). 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する、労働保険成立証明書を提出するものとする。**(共通仕様書 1-1-49)**
- 15). 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結時に提出するものとする。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。**(共通仕様書 1-1-49)**
- 16). 請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。**(共通仕様書 1-1-17)**
- 17). 軽油については、不正軽油の使用防止のため JIS 規格軽油を使用し、燃料検査を実施する場合は協力しなければならない。

3. 施工条件事項

- 1). 工事に伴う通行規制については必要最小限とし、十分な調整を行ったうえ計画を立て、監督職員の承諾を得て所定の手続きを講じること。また、合わせて交通管理図を作成し提出すること。
また、夜間の照明やバリケード等の設置については、施工状況に合わせて十分な管理を行うこと。

2). 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙(別紙-1~3)を参照すること。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:エコ防犯ソーラーライト整備工事をしています。

工事種別:道路等照明工事

3). 請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ所定の様式により立会に係わる事項(種別、確認時期等)を監督職員に報告しなければならない。(共通仕様書 1-1-25)

4). 段階確認は、請負者(現場代理人又は主任(監理)技術者若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得たもの)が臨場するものとする。(共通仕様書 1-1-25)

5). 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。(共通仕様書 1-1-31)

6). 施工については、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
(共通仕様書 1-1-38)

7). 工事に伴う残土、アスファルト殻、コンクリート殻の処分は、指定地処分とする。
また、運搬経路については監督職員の承諾を得ることとするが、運搬距離については変更しないものとする。

8). 埋戻しは、流用土を転圧機等で十分締固め、所定の高さまで埋戻しものとする。
埋戻後に有害な沈下が起こらないよう入念に施工すること。

9). 請負者は、監督職員及び各道路埋設物管理者と十分協議を行い、損傷等を与えないようにしなければならない。

10). 本工事において湧水が発生した場合は、監督職員に報告し、協議すること。

11). 工事着手については、関係者等に配布する工事のお知らせの周知徹底が完了してから行うものとする。

12). 住宅地・公園等隣接していることから十分な安全対策を講じること。

13). 工事用運搬路は、公衆に供する道路を使用することから、工事用車両の通行には徐行等の安全対策を講じること。

14). 使用材料等については、事前に必要書籍を提出し、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

- 15). 工事施工にあたっては、地元関係者及び関係機関と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。
- 16). 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任をもって対応し、さらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。
- 17). 仕上がり面にクラック等が生じた場合は、監督職員と範囲の協議をし、グラウンド表層工のやり直し又は補修を行うものとする。
- 18). 必要に応じ、井手町総務課・産業環境課で開催する工程調整連絡会議に現場代理人もしくは、監理技術者が出席するものとする。

4. 交通誘導員の明示

交通誘導員については、安全管理について十分検討し関係機関と協議の上適正配置を行うこと。

配置計画については、安全管理図等必要書類を作成の上、工事着手までに監督職員の承諾を得ること。

なお、交通誘導員は 6 名 計上している。

※ 明示条件として、工事全体での配置人員を明示しているため、実際の配置人員が設計数量以下である場合には、出来高不足となり減額変更の対象とする。

交通誘導員の設計変更について

根拠及び内容が妥当である条件変更については、変更対象とする。したがって、出来高のみの増額変更はしない。

5. 現場条件事項

個々の設置場所において、条件が異なるため復旧方法について監督員と十分協議のうえ決定すること。

なお、復旧にかかる費用は変更対象とする。

製品仕様書

1. 照明設計（設計基準）

- 『道路照明施設設置基準・同解説』：平成19年10月（日本道路協会）
- 『電気通信施設設計要領・同解説（電気編）』平成20年度（建設電気技術協会）
- その他関係法令及び基準

2. 製品本体について

太陽電池パネル：120W 以上

照明高さ：3m 以上

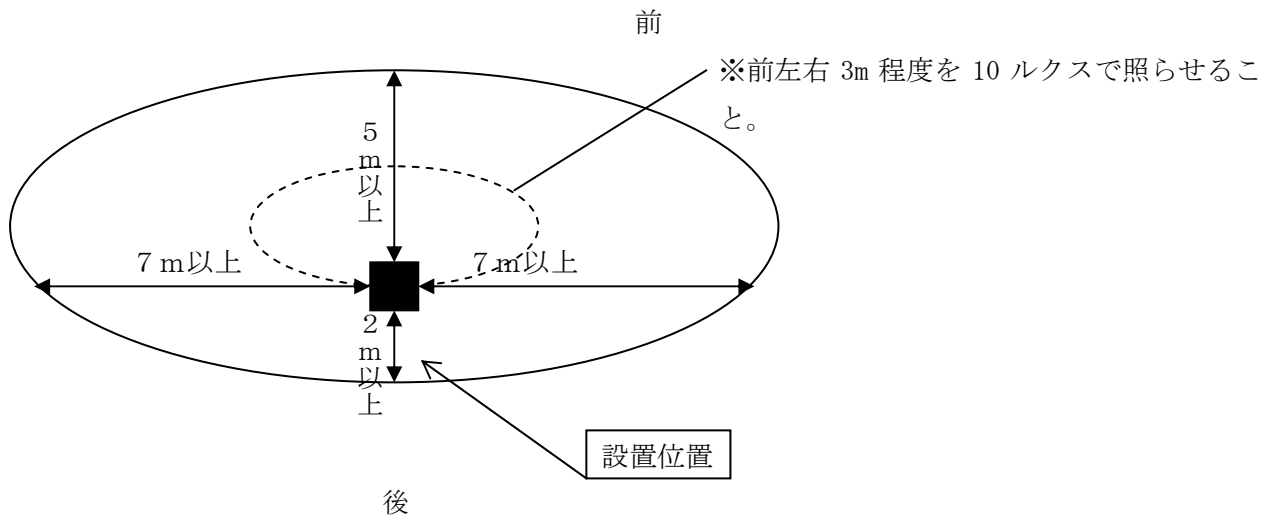
耐風速：60m/s 以上

光源：白色LED

光束：1,200ルーメン以上

点灯時間：日没～日の出まで（14時間程度の点灯を標準とする。）

水平面照度分布：下図のとおり



3. 設置方法

ベースプレート方式

4. 無日照日保証

5日間

5. 蓄電池

容量：12V-110A 以上

取付位置：支柱下部もしくは支柱内臓

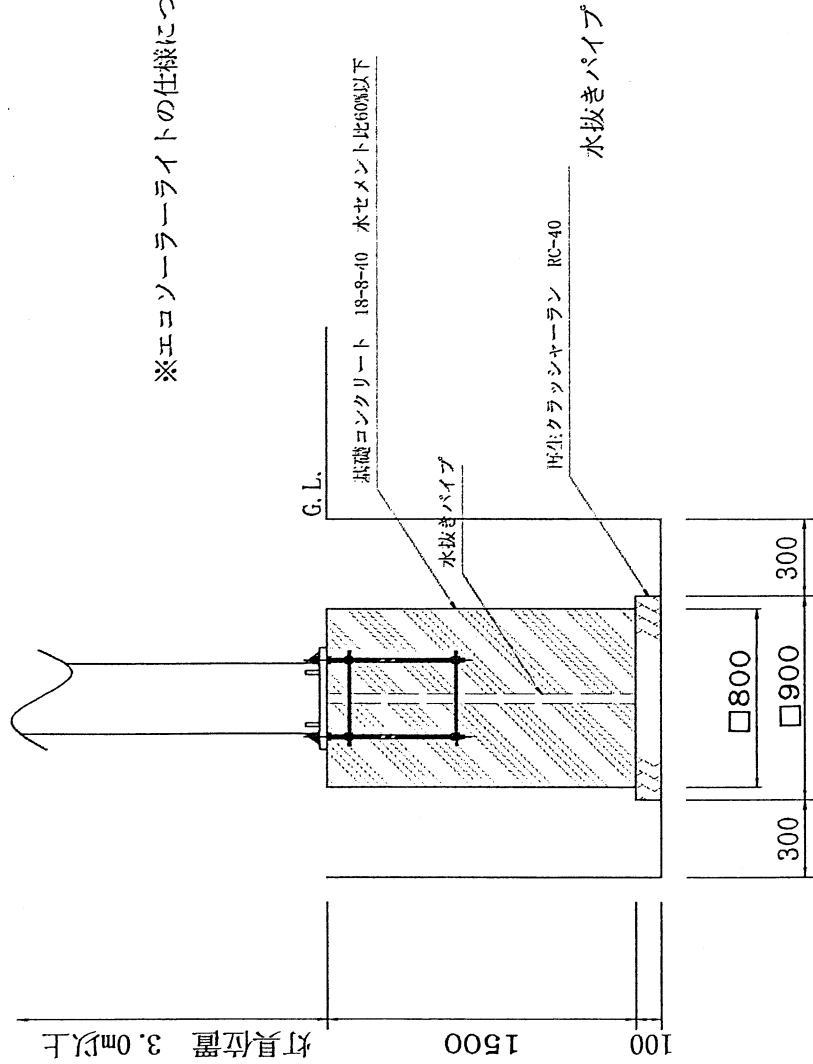
6. バッテリー保証期間

製品納入から1年間以上の保証とし、期待寿命10年とする。

参考図

エコソーラー設置構造図 S=1:20

断面図



※エコソーラーライトの仕様については別紙仕様書による。

工 種	
起工番号	
工 事 名	
施工箇所	
図面種類	構造図
縮 尺	図 示
図面番号	表之内